

# A2地区

(自治会名)  
(通称名)

愛宕町・南町・春日町・長月町・挽木町  
吉野町・垣鼻町2区・垣鼻町3区・垣鼻町4区

垣鼻中央町・垣鼻里中町・垣鼻町田尻・旭ヶ丘・名古須町・垣鼻町徳和  
大津町・大津町杉・ドミール大津・プレシャスシティ松阪・東松阪町  
田原町・田原新町・田原みどり苑・田原町住宅・久保町久保・上久保町  
久保町南郊・部田久保町・久保梅村町・久保若芽町・久保山・萌木町  
小片野町・大石町・六呂木町

# 令和6年度 ごみ収集カレンダー

松阪市本庁管内

●ごみは分別して収集日の当日午前8時までに出してください。

ごみの収集に関すること	松阪市リサイクルセンター	☎53-4470
資源物に関すること	松阪市リサイクルセンター	☎53-4417
ごみの持ち込みに関すること	松阪市クリーンセンター	☎36-0975
埋立物は必ず事前問合せください	松阪市一般廃棄物最終処分場	☎28-7710

可燃 燃えるごみ
 不燃 燃えないごみ・危険ごみ
 プラ容 プラスチック容器・袋
 ビン 空ビン
 資源 新聞紙、雑誌・雑紙、ダンボール、古着類、牛乳パック、白色トレットペットボトル、飲食用アルミ缶、蛍光管、充電式小型家電

※【祝日収集について】令和5年4月より月・水曜日に加え、燃えるごみに限り火・木・金曜日についても行っています（下記カレンダーをご確認ください）。  
※ごみ・資源物を持ち込む施設の受付日時は収集の日程とは異なります。別紙「ごみの分け方・出し方」裏面の「ごみ・資源物を持ち込む施設案内」をご確認ください。

令和6年

## 4月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	可燃	プラ容	不燃	可燃		
7	8	9	10	11	12	13
	可燃	プラ容		可燃	ビン	
14	15	16	17	18	19	20
	可燃	プラ容	不燃	可燃		
21	22	23	24	25	26	27
	可燃	プラ容		可燃	資源	
28	29	30				
	可燃	プラ容				

## 5月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			不燃	可燃		
5	6	7	8	9	10	11
	可燃	プラ容		可燃		
12	13	14	15	16	17	18
	可燃	プラ容	不燃	可燃	ビン	
19	20	21	22	23	24	25
	可燃	プラ容		可燃		
26	27	28	29	30	31	
	可燃	プラ容	不燃	可燃	資源	

## 6月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
	可燃	プラ容		可燃		
9	10	11	12	13	14	15
	可燃	プラ容	不燃	可燃	ビン	
16	17	18	19	20	21	22
	可燃	プラ容		可燃		
23	24	25	26	27	28	29
	可燃	プラ容	不燃	可燃	資源	
30						

## 7月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	可燃	プラ容		可燃		
7	8	9	10	11	12	13
	可燃	プラ容	不燃	可燃	ビン	
14	15	16	17	18	19	20
	可燃	プラ容		可燃		
21	22	23	24	25	26	27
	可燃	プラ容	不燃	可燃	資源	
28	29	30	31			
	可燃	プラ容				

## 8月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				可燃		
4	5	6	7	8	9	10
	可燃	プラ容	不燃	可燃	ビン	
11	12	13	14	15	16	17
	可燃	プラ容		可燃		
18	19	20	21	22	23	24
	可燃	プラ容	不燃	可燃		
25	26	27	28	29	30	31
	可燃	プラ容		可燃	資源	

## 9月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	可燃	プラ容	不燃	可燃		
8	9	10	11	12	13	14
	可燃	プラ容		可燃	ビン	
15	16	17	18	19	20	21
	可燃	プラ容	不燃	可燃		
22	23	24	25	26	27	28
	可燃	プラ容		可燃	資源	
29	30					
	可燃					

## 10月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		プラ容	不燃	可燃		
6	7	8	9	10	11	12
	可燃	プラ容		可燃	ビン	
13	14	15	16	17	18	19
	可燃	プラ容	不燃	可燃		
20	21	22	23	24	25	26
	可燃	プラ容		可燃	資源	
27	28	29	30	31		
	可燃	プラ容	不燃	可燃		

## 11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
	可燃	プラ容		可燃		
10	11	12	13	14	15	16
	可燃	プラ容	不燃	可燃	ビン	
17	18	19	20	21	22	23
	可燃	プラ容		可燃		
24	25	26	27	28	29	30
	可燃	プラ容	不燃	可燃	資源	

## 12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	可燃	プラ容		可燃		
8	9	10	11	12	13	14
	可燃	プラ容	不燃	可燃	ビン	
15	16	17	18	19	20	21
	可燃	プラ容		可燃		
22	23	24	25	26	27	28
	可燃	プラ容	不燃	可燃	資源	
29	30	31				
	可燃					

令和7年

## 1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
				可燃		
5	6	7	8	9	10	11
	可燃	プラ容		可燃		
12	13	14	15	16	17	18
	可燃	プラ容	不燃	可燃	ビン	
19	20	21	22	23	24	25
	可燃	プラ容		可燃		
26	27	28	29	30	31	
	可燃	プラ容	不燃	可燃	資源	

## 2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
	可燃	プラ容		可燃		
9	10	11	12	13	14	15
	可燃		不燃	可燃	ビン	
16	17	18	19	20	21	22
	可燃	プラ容		可燃		
23	24	25	26	27	28	
	可燃	プラ容	不燃	可燃	資源	

## 3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
	可燃	プラ容		可燃		
9	10	11	12	13	14	15
	可燃	プラ容	不燃	可燃	ビン	
16	17	18	19	20	21	22
	可燃	プラ容		可燃		
23	24	25	26	27	28	29
	可燃	プラ容	不燃	可燃	資源	
30	31					
	可燃					

○事業にともなう一般廃棄物は、松阪市が許可している業者に依頼するか、または自己搬入してください。○産業廃棄物は、松阪市では受入・処理できません。令和6年3月発行